

報道発表資料

令和8年5月27日
独立行政法人国民生活センター

国税庁がSMSやメールで税金の納付を求めることはありません！ —国税庁やe-Taxをかたる不審なSMSやメールに注意—

国税庁やe-Tax（国税電子申告・納税システム）をかたる不審なSMSやメールに関する相談が、全国の消費生活センター等に寄せられています。相談事例では、国税庁やe-Taxを名乗り、税金の納付を求めるSMSやメールが届いたといったものがみられます。中には、金銭を支払ってしまった例やSMSやメールに記載されていたURLにアクセスしてクレジットカード等の個人情報を入力してしまった例も寄せられています。

1. 相談事例（カッコ内は受付年月、契約当事者の属性）

【事例1】e-Taxを名乗り、未納分を請求するメールが届いた

e-Taxを名乗り「未納があります」というメールが届いた。宛名に自分の名前が書いてあり、未納分の納付期限が4日後になっている。確定申告でe-Taxを使っているが、未納金はないはずだ。不審だが、どうすればよいか。

（2026年4月受付 70歳代 男性）

【事例2】国税庁を名乗るSMSが届き、記載されていたURLから個人情報を入力した

国税庁を名乗り「税金の未払いがある」というSMSが届いた。確定申告をしたが申告に誤りがあったのかと思いURLから遷移した先のサイトの指示に従って、クレジットカード番号や氏名、住所、電話番号の個人情報を入力してしまった。送信後、すぐにフィッシングと気づき、クレジットカード会社にカード利用停止の手続きを行ったが、今後どうすればよいか。

（2026年4月受付 40歳代 男性）

【事例3】国税庁を名乗るメールが届き、未納分の税金の請求を受けコード決済で支払った

国税庁を名乗るメールが届き、「税金の未納分を24時間以内に支払わなければ資産を差押える」と記載があった。支払う必要があると思い、メールに記載のあったURLを開くと、コード決済での支払いを求められ、送金してしまった。どうしたらよいか。

（2026年5月受付 20歳代 女性）

2. 消費者へのアドバイス



- 国税庁・国税局・税務署では、SMS やメールにより差押えに関する連絡をしていません。
また、納税者の同意がある場合を除き、メールにより納付を求める連絡をしておらず、SMS に URL を記載した案内を送信することはありません。
- e-Tax では、メールアドレスを登録している利用者に対し、メールを送信することはありませんが、定型のお知らせ等の文面であり、メールで税金の納付を求めることはありません。
また、e-Tax からメールを送る際のアドレス、件名及び文面は次のサイトで確認することができます。
[「税務署からのお知らせ」等のメールが届いた方へ \(e-Tax ホームページ\)](#)
- 国税庁に限らず、公的機関や日頃利用している事業者からの SMS やメールを見る際は、記載されている URL は開けない、安易に個人情報やクレジットカード番号を入力しない等、慎重に対応しましょう。
- 不安を感じたり、不審に思ったりした場合は、すぐに消費生活センターに相談してください。
*消費者ホットライン：「188 (いやや!)」
最寄りの市区町村や都道府県の消費生活センター等をご案内する全国共通の3桁の電話番号です。

3. 国税庁からの注意喚起

- [不審なメールや電話にご注意ください \(国税庁\)](#)
- [e-Tax を装った不審なメール等にご注意ください \(e-Tax ホームページ\)](#)

4. 情報提供先

- ・消費者庁（法人番号 5000012010024）
- ・内閣府消費者委員会（法人番号 2000012010019）
- ・警察庁（法人番号 8000012130001）
- ・国税庁（法人番号 7000012050002）
- ・フィッシング対策協議会（法人番号なし）

 <p>自己解決をサポートする 消費者トラブル FAQ</p>	<p>国民生活センターは、「消費者トラブル FAQ サイト」で、 消費者トラブルにあった方に解決に向けた情報提供をしています。 是非ご利用ください。https://www.faq.kokusen.go.jp/</p>	
--	---	---